

第20回・第21回子どもの権利条例策定検討会議の結果（概要）

1. 開催日時等

令和6年8月 9日（金）午前 9時00分～午後5時24分／第2会議室

令和6年8月13日（火）午前10時00分～午後0時05分／第2会議室

2. 会議結果

【協議事項1】 素案の作成に向けた協議等

(1) 前文の内容について協議

前文の修正案（別添資料）について協議した結果、案2とすることに決定。

(2) 各条項案について見直し

前回に引き続き、これまで行った執行部へのヒアリングや意見交換のほか、参考人からいただいた御意見などを踏まえ、あらかじめ事務局にて精査の上、委員会として検討が必要と思われるもの（別添資料中「要検討事項」）については、協議の結果、次のとおりとなった。

▼ 第3条（前回の保留案件のみ）

- ・ 第2号「こどもにもっともよいことを考えてもらう権利」について、前回結論が出なかったため、再度検討した結果、「こどもにもっともよいことが考慮される権利」に修正。
- ・ 各号の順番は、「子どもの権利条約」を基準に並び替え（別添資料参照）。

▼ 第6条（前回の保留案件のみ）

- ・ 前回結論が出なかったため、再度検討した結果、全体的に内容を見直し、次のとおり修正。

第6条 保護者は、こどもの権利を理解し、こどもの健やかな成長に第一義的な責任があることを認識した上で、こどもに愛情をもって接し、こどもの気持ちを尊重しなければなりません。

2 保護者は、人格形成の基盤となる基本的な生活環境を整え、こどもの年齢や発達に応じた養育に努めなければなりません。

3 保護者は、子育てが一人であるものではないことを自覚し、市、市民及び育ち学ぶ施設と連携し、こどもを見守っていくよう努めなければなりません。

▼ 第7条

- ・ 第1項及び第2項の表現を見直し、次のとおり修正。

第7条 市民は、こどもの権利を知り、こどもと共に、こどもの権利を保障するためのまちづくりを目指します。

2 市民は、こどもを地域で見守り、こどもが地域に参加できる環境づくりに努めます。

▼ 第8条

- ・ 第4項中「専門性を高めるための研修を受ける機会」について、「専門性を高めるための研修」に対する主語がないこと、専門性を高めるのは研修だけに限らないため、「当該施設の関係者が専門性を高めることができる機会」に修正。

▼ 第9条

- ・ 本条について、こどもの権利を保障する主体が不明確であること、参考人から、「適切な支援」ではなく「適切な養育」であるべきとの指摘があったため、「市は、こどもの権利を保障するため、保護者に対し、それぞれの家庭等の状況に応じた適切な養育ができるよう支援に努めます。」に修正。

▼ 第10条

- ・ 本条について、執行部からの意見を踏まえて努力義務化するとともに、第2号の必要な整備が不明確であったため、全体的に内容を見直し、次のとおり修正。

第10条 市は、育ち学ぶ施設の関係者が専門性を高めるために行う自主的な活動のほか、当該施設がこどもの権利を保障するために行う環境の整備に対し、必要な支援を行うよう努めます。

▼ 第11条

- ・ 第2項について、執行部からの意見を踏まえて努力義務化するとともに、条のタイトルも含め、不明確な点が多かったため、全体的に内容を見直し、次のとおり修正。

(市民活動への支援)

第11条 市は、こどもとの適切な関りが継続的になされるよう、市民による、こどもを支援する人材の育成その他のこどもの権利を保障するための活動に対し、必要な支援を行うよう努めます。

▼ 第12条

- ・ 第1項中「乳幼児期、学童期、思春期の」について、執行部からの指摘を踏まえて不要と判断し、削除。
- ・ 第2項中「こどもが主体的に自ら安心して居られる居場所を作るために」について、執行部からの指摘を踏まえて、「こどもが自ら安心して居られる居場所を作ることができるよう」に修正の上、誰に対する支援かが不明確なため、その後ろに「こどもやこどもを支援する市民に対し、」を追加。

▼ 第13条

- ・ 第1項について、参考人から、保護者との連携も必要との指摘があったことや、執行部からの意見を踏まえて、条のタイトルも含め、全体的に内容を見直し、次のとおり修正。

(療育・発達支援等)

第13条 市及び育ち学ぶ施設は、こども一人ひとりの発達特性に合わせ、必要な配慮をすると共に、適切な療育・発達支援が受けられるよう、環境の整備に努めます。

2 市は、こども一人ひとりの発達特性を早期に把握し、適切な療育・発達支援に繋がれるよう、保護者又は関係機関と連携して必要な支援に努めます。

3 市は、前2項の支援の対象となるこども及びその保護者や家族が休息を必要とする時に休むことができるよう、環境の整備に努めます。

▼ 第14条

- ・ 第1項の主語を「市及び育ち学ぶ施設」に戻す。
- ・ 第2項中「家庭」について、家庭だけに限らないため、「家庭等」に修正。
- ・ 広義のものから規定するよう、第4項を第1項、第3項を第2項、第1項を第3項、第2項を第4項に修正。

▼ 第15条

- ・ 第1項について、参考人から、「気軽」は不要との指摘があったことなどから、「市は、こどもが身近な場所で、困りごとや不安に感じることを安心して話することができるよう、多様な相談の場の拡充に努めます。」に修正。
- ・ 第3項中「窓口を設けます」について、執行部からの意見を踏まえて、「環境を整備します」に修正。
- ・ 第4項中「関係機関との連携体制」について、市と関係機関が連携をとる内容となっているため、「関係機関における連携体制」に修正。
- ・ 第6項について、参考人から、開示を要する場合もあるとの指摘があったため、「ただし、他の法令に定めがある場合は、この限りではありません。」を追加。

▼ 第16条

- ・ 第4項、第5項及び第6項について、保護者も必要と判断し、主語に「保護者」を追加。
- ・ 第7項について、内容が他の項と重複するため削除し、第4項中「こどもが意見を表明しやすい環境の整備に努めます」を「こどもの意見の表明を支援する人材の育成のほか、こどもが意見を表明しやすい環境づくりに努めます」に修正。
- ・ 第5項中「年齢、発達などの理由によって、」は、不要と判断し削除の上、「その意見をくみ取り」を「アドボカシーの精神に則って、その意見をくみ取り」に修正。
- ・ 第6項中「こどもと対話し、」について、執行部からの意見を踏まえて、「こどもと対話するなど、互いの理解を深めることに努め、」に修正。

▼ 第17条

- ・ 第2項、第3項及び第6項について、内容が重複するほか、執行部から、全体的に前条との違いが不明確であるなどの指摘があったため、第2項を削除の上、第3項から第6項を次の3項に修正。

- | |
|--|
| 2 市は、市政、とりわけ、こどもが利用する公共施設の環境の整備と運営に、こどもの意見が反映される仕組みづくりに努めます。 |
| 3 市は、こどもが社会参加の重要性を理解できるよう、こどもの社会参加を促進するための環境づくりに努めます。 |
| 4 市民は、こどもの多様な社会参加に協力するよう努めます。 |

▼ 第18条

- ・ 「団体」という表記が唐突であること、執行部から、「意見を活用」という表現が不適当との指摘があったため、条のタイトルも含め、全体的に内容を見直し、次のとおり修正。

(市民との協働) 第18条 市は、第12条から前条までの規定により、こどもの権利を保障するためのまちづくりを推進するに当たっては、専門性を有する市民の知見を尊重し、協働するよう努めます。
--

▼ 第19条

- ・ 執行部からの意見を踏まえて、条のタイトルも含め、全体的に内容を見直し、次のとおり修正。

(こどもの安全・安心を守るための施策の推進) 第19条 市は、こどもが安全・安心に生きられるよう、こどもを犯罪、事故その他の危害から守るために必要な施策を推進しなければなりません。ただし、災害の発生時並びに復旧・復興時においては、安全を確保した上で、こどもにとって最善の利益を考えなければなりません。 2 保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、前項の施策の推進に協力するよう努めます。

▼ 第20条

- ・ 参考人から、桑名市には「不適切な関り」に関する規定が必要との指摘があり、条のタイトルも含め、全体的に内容を見直し、次のとおり修正。

(不適切な関り又は暴力、虐待及び体罰の防止) 第20条 こどもに対する不適切な関り又は暴力、虐待及び体罰（以下「不適切な関り又は暴力等」といいます。）は、こどもの権利の重大な侵害であり、こどもの心身の発達にも多大な影響を与えるものであるため、絶対にしてはなりません。 2 市は、こどもに対する不適切な関り又は暴力等が行われないよう、保護者、市民及び育ち学ぶ施設に対して啓発を行うと共に、こどもが不適切な関り又は

暴力等を受けず、安全・安心に暮らすことができるよう、環境の整備に努めなければなりません。

3 保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、こどもに対する不適切な関り又は暴力等が疑われる事案を発見したときは、速やかに市又は関係機関に連絡しなければなりません。

4 市は、関係機関と連携しながら、不適切な関り又は暴力等を受けたこどもの心のケアをはじめとした必要な取り組みを行いつつ、その背景や原因の究明に努め、再発防止策を講じなければなりません。

▼ 第21条

- 参考人から、桑名市には「不適切な関り」に関する規定が必要との指摘があったことや、前条との違いを明確化するため、条のタイトルも含め、全体的に内容を見直し、次のとおり修正。

(育ち学ぶ施設における体制整備)

第21条 育ち学ぶ施設は、当該施設の関係者に対する研修や相談体制の整備と共に、不適切な関り又は暴力等の防止体制を構築しなければなりません。

2 育ち学ぶ施設のうち児童福祉施設及び学校は、前項に対し、第三者の評価を受けるよう努めます。

3 市は、前項の児童福祉施設及び学校が前項の評価を受けるに当たり、必要な支援を行います。

▼ 第22条

- 第1項について、参考人からの指摘を踏まえて、「いじめは、こどもの権利を侵害する重大な行為であり、許されるものではありません。」に修正。
- 第4項について、執行部からの意見を踏まえて、「市及び育ち学ぶ施設は、いじめの早期発見に努め、いじめがあったときは、直ちに被害にあったこどもを守り、保護者又は地域のほか、必要に応じて児童相談所、警察署その他の関係機関と連携していじめの解消に努め、必要な措置、指導又は支援を行います。」に修正。

▼ 第23条

- いじめ防止対策推進法の規定と同じため、削除。

▼ 第24条 (第23条に変更)

- 執行部からの意見を踏まえて、章及び条のタイトルも含め、全体的に内容を見直し、次のとおり修正。

第7章 こどもの権利擁護

(こどもの権利擁護委員会の設置)

第23条 市は、こどもの権利侵害に対する救済又は回復等を目的として、こどもの権利を擁護する機関（以下、「こどもの権利擁護委員会」といいます。）を設置し、その活動を支援します。

2 保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、こどもの権利擁護委員会の活動に協力し

ます。

3 こどもの権利擁護委員会は、こどもの施策等を所管する部署とは独立した機関とし、次の各号に掲げる職務を行います。

- (1) 申し立てのあった権利侵害事案に対する調査及び調整
- (2) 関係者への是正勧告
- (3) 前号の是正勧告を受けた者に対する報告要求
- (4) 第15条第3項の規定により設置する相談窓口への助言及び支援
- (5) こどもの権利の普及啓発

4 前項に定めるもののほか、こどもの権利擁護委員会の運営等に関し必要な事項は、別に条例又は規則で定めます。

▼ 第25条（第24条に変更）

- ・ 第5条第3項を本条に移行したことに伴い、全体的に内容を見直し、次のとおり修正。

（普及啓発）

第24条 市は、こども、保護者、市民及び育ち学ぶ施設に対し、こどもの権利の普及啓発を行います。

2 前項の普及啓発に当たっては、市民の多様性を考慮して、その推進を図ります。

3 市は、こどもの権利に対する理解を深めるため、桑名市こどもの権利の日を定め、更なる普及啓発を図ります。

4 前項の桑名市こどもの権利の日は、11月20日とします。

▼ 第26条（第25条に変更）

- ・ 条例の推進を図る内容とするため、全体的に内容を見直し、次のとおり修正。

（推進計画）

第25条 市は、この条例の推進を図るため、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画（以下「推進計画」といいます。）を定めます。

2 前項の推進計画には、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づき策定する桑名市子ども・子育て支援事業計画（以下、「子ども・子育て支援事業計画」といいます。）を位置付けます。

3 市は、前2項に規定の推進計画に、この条例の推進を図るために必要な事項を定めます。

4 前項に対する評価と検証は、桑名市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第42号）の規定により設置の子ども・子育て会議が行います。

5 前項の評価と検証は、こどもの権利の保障状況を踏まえて行います。

6 前項のこどもの権利の保障状況を把握するため、第23条で設置するこどもの権利擁護委員会の意見のほか、様々な手段を講じ、あらゆる年代のこども及び保護者その他関係者から意見を聴取します。

▼ 第27条（第26条に変更）

- ・ 本条について、子ども・子育て支援事業計画（5年）の中間見直しを活用することを踏まえて、「市は、この条例の施行の日から3年を超えない期間ごとに、前条の評価と検証を踏まえ、見直し等必要な措置を講じます。」に修正。

▼ 附則

- ・ 執行部から、こどもの権利擁護委員会の設置は、三重県の動向を見て判断したいとの意見があったため、第1項を修正するとともに第2項を追加。また、本条例で推進計画と位置付ける「子ども・子育て支援事業計画」の適用時期を明確にするため、第3項を追加。加えて、執行部から指摘を踏まえて第4項を追加。

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 年 月 日から施行します。ただし、第23条の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

（検討）

- 2 市は、この条例の施行後2年を目途として、三重県におけるこどもの権利擁護の状況を勘案し、必要があると認めるときは、第23条について必要な措置を講じるものとします。

（推進計画の適用）

- 3 この条例の施行後、第25条第2項で位置付ける推進計画は、令和7年度以降に策定された子ども・子育て支援事業計画を適用します。

（桑名市子ども・子育て会議条例の一部改正）

- 4 桑名市子ども・子育て会議条例（平成25年桑名市条例第42号）の一部を次のように改正します。

第2条第3号を同条第4号とし、第2号の次に次の1号を加えます。

- (3) 桑名市こどもの権利条例（令和6年桑名市条例第 号）第26条第4項に規定の評価と検証をすること。

3. その他

次回は、9月定例会後の9月27日（金）午前10時から開催する。

また、今回をもって「たたき台」の協議を終了し、8月20日（火）の全員協議会において全議員に共有した上で素案に切り替え、パブリックコメントを実施する。

なお、協議を要する程度でない字句の訂正のほか、パブリックコメントの実施期間等、詳細については、正副委員長に一任となった。